

III 耕地の部

解 説

この部には、耕地面積に関する統計を収録した。

1 調査の概要

耕地及び水稻作付面積調査は、対地標本実測調査を主とし、これに巡回・見積り、情報収集等を行って補完している。対地標本実測調査は、県内の全耕地を2ha程度の区画（単位区）に分け、これを地目、作目及び地目変換率の大小等の性格により階層分けをした上、標本単位区を抽出して、これについて7月15日現在で実査し、推定したものである。また、耕地の拡張・かい廃面積は、巡回・見積り及び情報収集により補完して、平成23年7月15日から24年7月14日までを取りまとめたものである。

市町村別データは、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等をもとに都道府県計値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。

なお、「作物統計調査」は都道府県計値を求めるために設計されている。

水稻以外の作物の作付面積は、関係団体に対する郵送調査及び巡回・見積りにより行った。

作付延べ面積は、各作物の作付（栽培）面積の合計であり、耕地利用率は耕地面積に対する作付延べ面積の割合である。

2 定義

| | |
|-----------|---|
| 耕 地 | 農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。 |
| 本 地 | 直接農作物の栽培に供される土地で、けい畔を除いた耕地をいう。 |
| けい畔 | 耕地の一部にあって、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦（あぜ）のことで、田の場合、たん水設備となる。 |
| 田 | たん水設備（けい畔など）と、これに所要の用水を供給し得る設備（用水源・用水路など）を有する耕地をいう。 |
| 畑 | 田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。 |
| 普 通 畑 | 畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいうが、木本性作物を栽培するものであっても、苗木を栽培するものや1a以上の集団性がない栽培形態であるものを含む。 |
| 樹 園 地 | 畑のうち、果樹、茶などの木本性作物を1a以上集団的に栽培するものをいう。なお、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。 |
| 牧 草 地 | 畑のうち、専ら牧草の栽培に供されるものをいう。 |
| 耕 地 の 拡 張 | 耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培し、又は次の作付期において作物を栽培することが可能となっていることをいう。 |
| 耕 地 の かい廃 | 田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。かい廃は、自然災害又は人為かい廃によって生じる。 |

人為かい廃

- (1) 工場用地
主に工場用地としてかい廃するもので、それに付属する倉庫、資材置場、道路、引込線等の施設用地も含む。
また、鉱業、建設、電気、ガス及び水道関係の施設用地もこれに含めた。
- (2) 道路・鉄道用地
主に産業輸送に使用する道路及び鉄道用地としてかい廃するもので、農林道を除く道路及び公営私営の鉄道関係の施設用地を含む。
また、航空又は港湾関係の施設用地及び農業用水路以外の水路用地もこれに含めた。
- (3) 宅地等
主に住宅、学校用地及び公園、その他の公共用社会福祉施設並びに会社等の厚生福祉施設用地としてかい廃するものである。
また、卸売、小売等の商業用地、墓地、ゴルフ場等もこれに含めた。
- (4) 農林道等
主に農林業自体に使用する道路及び用排水路用地としてかい廃するもので農業資材置場、農産物貯蔵場、農業用倉庫、共同選果場、乾繭場等の農業用施設を含む。
また、養魚池、網干場等もこれに含めた。
- (5) 植林
人工造林（種子の直まきを含むが、苗木の栽培は含まない。）で山林としたものである。
- (6) その他
荒廃農地、水没地及び河川用地となったものである。
転用先不明のものもこれに含めた。

田 畑 転 換

田が畠に、畠が田に現況の地目が変換することをいう。
田畠転換は、耕地内の田（畠）から畠（田）への転換であり、田畠別には拡張・かい廃の面積に計上しているが、田畠計では実質上の拡張・かい廃減少面積とはならないものである。

※ なお、耕地面積の統計表章（地域、市町村別）は属地によるものである。